

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇選管告示

選挙管理委員会の招集
鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生
条例の制定又は改廃の請求等のための署名を求めること
ができなくなる旨の告示

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

昭和六十一年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年七月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一日時 昭和六十一年七月七日(月)午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙算理委員会委員室
三 議題 鳥取県議会議員補欠選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

鳥取県議会議員に欠員が生じたため、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第四号の規定による鳥取県議会議員補欠選挙を岩美郡選挙区において行うべき事由が生じたので、告示する。

昭和六十一年七月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

鳥取県議会議員補欠選挙が岩美郡選挙区において行われることとなつたため、昭和六十一年七月三日から鳥取県議会議員補欠選挙の期日までの間、岩美郡の区域内においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項の規定による条例の制定若しくは改廃の請求、同法第七十五条第一項の規定による監査の請求、同法第七十六条第一項の規定による議会の解散の請求、同法第八十条第一項の規定による議員の解職の請求、同法第八十一条第一項の規定による長の解職の請求、同法第八十六条第一項の規定による副知事等の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による

委員の解職の請求のための署名を求められなくなったので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第六項（同令第九十九条、第一百条、第一百十号、第一百十六号及び第二百一十号並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

昭和六十一年七月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】